

令和 8 年第 5 回南知多町議会臨時会 議事日程

日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日
午前 9 時 3 0 分
場 所 南知多町議場

日 程 第 1		会議録署名議員の指名 番 番	
日 程 第 2		会期の決定 7 月 2 8 日 日間	
日 程 第 3		提出案件の概要説明	
日 程 第 4	議案第 56 号	損害賠償の額の決定及び和解について (南知多町大字大井地内における車両損 傷事故)	即 決
日 程 第 5	議案第 57 号	令和 8 年度南知多町一般会計補正予算 (第 2 号)	即 決

議案第 56 号

損害賠償の額の決定及び和解について

南知多町大字大井地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 28 日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 相手方

2 事故の概要

令和 8 年 5 月 23 日午前 8 時頃、南知多町大字大井地内の公園において、公園管理業務委託先の作業員による草刈り機での草刈り作業中、飛び石が公園前の相手方宅駐車場に駐車されていた相手方の車両のフロントガラスに当たり、当該フロントガラスを損傷させたものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

（１）損害賠償の額 535,655 円

（２）和解の内容

相手方に対し、事故に係る車両の修理代等として上記損害賠償の金額を支払うこと。

議案第 57 号

令和 8 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 3 2, 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 7 月 2 8 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		80,445	2,856	83,301
	1 繰越金	80,445	2,856	83,301
歳 入 合 計		10,229,445	2,856	10,232,301

令和8年度南知多町一般会計

歳 出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		1,003,695	2,856	1,006,551
	5 保健体育費	304,398	2,856	307,254
歳 出 合 計		10,229,445	2,856	10,232,301

補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款
19 繰越金
歳入合計

歳出

款	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1,003,695	2,856	1,006,551
歳出合計	10,229,445	2,856	10,232,301

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
80,445	2,856	83,301
10,229,445	2,856	10,232,301

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			2,856
			2,856

2 歳 入

1 9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	80,445	2,856	83,301
計	80,445	2,856	83,301

3 歳 出

1 0 款 教育費

5 項 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	15,222	2,856	18,078				2,856
計	304,398	2,856	307,254	0	0	0	2,856

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	2,856	繰越金 2,856

1 9 款 繰越金

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	2,834	●社会体育一般管理費(教育課) 2,856 10需用費 (2,834)
11 役務費	22	消耗品費 2,834 11役務費 (22) 郵便料 22

1 0 款 教育費